

申立ての趣旨及び紛争の要点

申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、下記金員を支払う。
金 325,000 円 (下記紛争の要点5の額)
との調停を求める。

紛争の要点

1 (1) 後記2の差押命令表示の債務者 **釧路太郎** (以下「執行債務者」という。)は、同命令が相手方に送達された日以前に相手方に雇用され、
平成・令和 年 月 日限りで退職するまで勤務していた。
現在も勤務している。
(2) その給料の手取り月額(基本給に通勤手当を除く諸手当を加えたものから、給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額)は少なくとも、
金 200,000 円である。
 (3) 平成(令和)元年12月期の賞与の手取り額(上と同じ税金等を控除した残額)は、
金300,000円を下らない額である。
退職金の手取額(退職金から所得税、住民税を控除した残額)は、
金 円を下らない額である。
2 申立人は、執行債務者の相手方に対する上記債権のうち、別紙差押債権目録記載の部分について、平成(令和)元年7月20日、差押命令(釧路 地方裁判所 平成(令和)元年〇第 ××× 号)を得たところ、同命令は、同命令表示の第三債務者である相手方に対して平成(令和)元年7月23日に送達され、執行債務者に対しては平成(令和)元年7月31日に送達されたので、申立人は、執行債務者に対する送達後 $\left\{ \begin{array}{l} \input checked="" type="checkbox"/>4週間 \\ \input type="checkbox"/>1週間 \end{array} \right\}$ の経過により、被差押債権につき取立権を取得した。

「申立ての趣旨」には、あなたが希望する解決の内容を記載します。

あなたが相手方に対して支払いを求める金額(紛争の要点5の額)を記載してください。

「紛争の要点」には、申立ての趣旨を理由付けるあなたの言い分などを記載します。

1 (1) 差押命令に記載された債務者(執行債務者)の氏名を記載してください。
執行債務者が、勤務先(相手方の会社等)を既に退職しているときは、上のにと記入し、退職日を記入してください。
執行債務者が、現在も相手方で勤務しているときは、下のにと記入してください。

(2) 債務者の給料月額(手取り額)を記入してください(見込額でも可)。
手取り額の算出方法は、次のとおり
(基本給+諸手当(ただし通勤手当を除く))-(給与所得税+住民税+社会保険料) = 「給料の手取り月額」

(3) 被差押債権に賞与(ボーナス)がある場合には、(3)のにと記入し、賞与(ボーナス)の額(手取り額)を記入してください(見込額でも可)。賞与(ボーナス)の請求がない場合には、何も記入する必要はありません。
(手取り額とは、給与所得税、住民税、社会保険料を差し引いた額)

執行債務者が既に退職しており、被差押債権に退職金が含まれるときは、「退職金の手取り額」のにと記入し、退職金の手取り額(所得税、住民税を控除した額・見込額でも可)を記入してください。

2 (1) 執行裁判所から交付された「債権差押命令正本」及び「送達通知書」を参照のうえ、
・差押命令の発令された年月日、発令された裁判所名、事件番号……(債権差押命令正本を参照)
・差押命令正本が第三債務者(相手方)に送達された日、執行債務者に送達された日……(送達通知書を参照)をそれぞれ記入してください。

(2) 取立権の発生時期は、差し押さえた金銭債権が、給料、賞与等の債権であれば、原則**4週間**です。ただし、次の場合は、**1週間**となりますので、どちらかのにを記入してください。
・請求債権に、夫婦間の協力扶助義務、婚姻費用分担義務、養育費支払義務、親族間の扶養義務に関する金銭債権が含まれている場合
・債権差押命令正本に記載された申立日が令和2年3月31日までの場合

記載例と解説

3 前記差押命令による被差押債権の範囲と数量は次のとおりである。この計算は、前記手取額を元にして別紙差押債権目録の記載によって差押部分を算出した。

ただし、最後の債権の差押部分は、同目録の差押限度額から既に発生した債権の差押額を控除した残額で、同目録記載の債権別の差押え部分に相当する額より少ない額である。

平成(令和)元年 8 月 (分給料・期賞与)	200,000	円中の	50,000	円
平成(令和)元年 9 月 (分給料・期賞与)	200,000	円中の	50,000	円
平成(令和)元年 10 月 (分給料・期賞与)	200,000	円中の	50,000	円
平成(令和)元年 11 月 (分給料・期賞与)	200,000	円中の	50,000	円
平成(令和)元年 12 月 (分給料・期賞与)	200,000	円中の	50,000	円
平成(令和)元年 12 月 (分給料・期賞与)	300,000	円中の	75,000	円
平成・令和 年 月 (分給料・期賞与)		円中の		円
平成・令和 年 月 (分給料・期賞与)		円中の		円
退職金中の金				円
合計	325,000	円		

4 申立人が未だ支払を受けていない執行債権及び執行費用の合計額は、金 355,325 円である。

5 よって、申立人は、相手方に対し、取立権に基づき前記被差押債権に対する弁済として、前項の金額の範囲内である 325,000 円の支払いを求める。

6 その他の紛争の要点

その他の紛争の要点には、紛争の背景やこれまでの交渉経緯などを自由に記載してください。

(記載例)

- ・申立人は、相手方に対し、本件請求金額を令和〇年〇月〇日までに支払うよう求める書面を送付したが、相手方からの回答がなかったため、調停による解決を求める。
- ・申立人は相手方と令和〇年〇月〇日及び同年△月△日に本件解決のため話し合いを行ったが、申立人の主張する「・・・」の点と相手方の「・・・」という主張とが食い違い、解決に至らなかった。

差押命令送達後に支払期の到来した給料、賞与、退職金のうち、相手方から支払を受けていないものについて、差押えの範囲(額)を記入します。

次の計算方法を参考にしてください。

請求債権が養育費などの扶養義務等に係る定期金債権の場合
・・・差押禁止の範囲は2分の1なので、 $B=A \div 2$

請求債権が上記以外の場合
・・・差押禁止の範囲は4分の1なので、 $B=A \div 4$

(注意) 給与の額が月額44万円(養育費など扶養義務等に係る定期金債権の場合は月額66万円)を超える場合や、差押禁止の範囲が変更になっている場合などには、上記以外の計算方法になる場合があります。

差押部分の額が上記の計算式より少額(端数)になる場合(最後の債権)の記入例
(※印の口にレ印を記入してください)

令和元年 12 月 (分給料・期賞与) 200,000円中の 30.325 円

「C」には、上記3の「B」の合計額(退職金がある場合は、退職金の差押え部分も含む)を記入してください。

「D」には、別紙「差押債権目録」記載の差押債権合計額のうち、支払を受けていない額を記入してください。

強制執行や任意弁済により債権の一部回収がされた場合
「差押債権目録」記載の金額－支払を受けた額＝残額・・・残額を記入

支払を受けていない場合(回収された債権がない場合)
「差押債権目録」記載の金額・・・そのまま記入

「C」と「E」が同額になっていることを確認してください。

(最後の差押額に端数がある場合(少額になる場合)は、「C」「D」「E」が同額になることもあります。)

(ご注意ください!)

差押命令の内容によっては、記載例と解説の内容があてはまらない場合があります。

(27-取立金)

(別紙)

差押債権目録

※ 債権差押命令の差押債権目録（写し）を添付してください。

(みほん)

金 355,325円

債務者(株式会社〇〇勤務)が第三債務者から支給される、本命例送達日以降支払期の到来する 下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

記

(1) 給料(基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし、前記残額が月額・・・)

(以下省略)

記載例と解説

執行裁判所から交付を受けた「債権差押命令正本」の「差押債権目録」のコピーを添付してください。